

2012年12月10日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第244号）

国家外貨管理局、 外商投資パートナーシップ企業 に関する外貨管理規定を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局（以下、「外管局」という）はこのほど、『外商投資パートナーシップ企業の外貨管理関連問題についての通達』（匯発[2012]58号、以下『58号通達』という）を公布しました。外商投資企業の直接投資に係る外貨取扱手続の簡素化を定めた『直接投資外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2012]59号、以下『59号通達』という）¹と合わせて公布されたもので、外商投資パートナーシップ企業に関連する外貨取扱手続を明確化しており、『59号通達』と同じく 2012年12月17日より実施されます。

□ パートナーシップ企業とは

「パートナーシップ企業（合伙企业）」は、複数の法人または個人が共同で出資し、共同で事業を営む組織形態で、日本の「組合」に類似した事業体と言えます。『中華人民共和国パートナーシップ企業法』（主席令2007年第55号）では、パートナーシップ企業について図表1のように2つの形態が定義されています（第2条、第61条）。

【図表1】パートナーシップ企業の種類

ゼネラル・パートナーシップ企業 （普通合伙企業）	企業債務に対し無限連帯責任を負うゼネラル・パートナー（普通合 伙人）のみで構成されたパートナーシップ企業
リミテッド・パートナーシップ企業 （有限合伙企業）	2～50名のパートナーにより設立され、企業債務に対し無限連帯責 任を負うゼネラル・パートナー1名以上と、企業債務に対し出資額 を限度とする有限責任を負うリミテッド・パートナー（有限合伙 人）で構成されたパートナーシップ企業

（『パートナーシップ企業法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 『59号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第243号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhocbk.co.jp/fin_info/overseas/cndb/report/branches/express/express/pdf/R419-0247-XF-0105.pdf

パートナーシップ企業の大きな特徴の1つが、出資における自由度の高さです。パートナーは、現金のほか実物、知的財産権、土地使用権等の現物によって出資できますが、ゼネラル・パートナーであれば役務で出資することも認められています（『パートナーシップ企業法』第16条）²。また、パートナーシップ企業には最低登録資本金や初回出資金額、現物出資の上限割合といった制限がありません。

組織運営における自由度の高さも特徴の1つです。株主会や董事会を設置する必要がなく、ゼネラル・パートナーの中から1名もしくは数名を選び、代表者として事務を執行させることができます（同第26条）。議決権や利益分配、損失負担については、必ずしも出資比率に基づいて付与する必要がなく、パートナーシップ協議書にて約定できます。ただし、一部のパートナーに全ての利益を分配したり、全ての損失を負担させたりすることは認められていません（同第33条）。

パートナーシップ企業は、法人格を有さないことから、パススルー課税が適用されます。すなわち、パートナーシップ企業の利益に対して企業所得税は課税されず、パートナーがパートナーシップ企業から得た分配利益について、企業所得税または個人所得税を納めなければなりません（同第6条）³。これは、利益に係る企業所得税と配当に係る所得税の二重課税を受けてしまう一般企業とは大きく異なる点です。

□ 外商投資パートナーシップ企業の設立条件

外国投資家も、中国でパートナーシップ企業を設立することができます。『パートナーシップ企業法』のほか、国務院が2009年11月に公布した『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』（国務院令第567号、以下『弁法』という）、国家工商行政管理総局が2010年1月に公布した『外商投資パートナーシップ企業登記管理規定』（国家工商行政管理総局令第47号、以下『規定』という）がその根拠規定となっています。

「外商投資パートナーシップ企業」は、以下の企業形態を指します（『弁法』第2条）。

- 2名以上の外国企業もしくは個人が中国国内で設立するパートナーシップ企業
- 外国企業もしくは個人が中国の自然人、法人およびその他の組織と中国国内で設立するパートナーシップ企業

外商投資パートナーシップ企業の設立手続は、「三資企業」（外商投資における合弁・合作・独資の3企業形態）とは異なり、商務部門の審査・批准を受ける必要がなく、工商行政管理部門で登記を行うだけとなっています⁴。登記についても、法定の形式に合致した申請書類が全て揃っており、工商行政管理部門がその場で登記できる場合、その場で登記を済ませ、『外商投資パートナーシップ企業営業許可証』を受領できます（『規定』第42条）。また、登記内容の変更や抹消も、原則として工商行政管理部門で手続するのみとなっています。こうした手続の簡略さが、外商投資パートナーシップ企業を設立するメリットの1つと言えます。

² 外国パートナーが役務にて出資する場合は、外国人就業許可文書の提出が必要となります（『外商投資パートナーシップ企業登記管理規定』〔国家工商行政管理総局令第47号〕第15条）

³ 「パートナーシップ企業は、パートナー1人1人を納税義務者とする。パートナーシップ企業のパートナーが自然人であれば個人所得税を納め、パートナーが法人またはその他の組織であれば企業所得税を納める」（『パートナーシップ企業パートナーの所得税問題についての通達』〔財税[2008]159号〕第2条）

⁴ ただし、審査・認可が必要と規定されている投資プロジェクトの場合は、発展改革部門で審査・認可手続を行う必要があります。

ただし、外商投資企業である以上、外商投資関連の産業政策には合致していなければなりません。『規定』には、『『外商投資産業指導目録』の禁止類ならびに“合併に限定”、“合作に限定”、“合併、合作に限定”、“中国側持分支配”、“中国側相対的持分支配”の注記および外資比率要求のあるプロジェクトについて、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない』（第3条）と明記されています。また、『外商投資産業指導目録』の制限類において事前の批准手続きが定められていないプロジェクト等に当たる場合、工商行政管理部門が関連部門に意見を求めなければなりません（同第42条）。

外商投資パートナーシップ企業の設立申請書類

- ✓ 全パートナーが署名した設立登記申請書
- ✓ 全パートナーが署名したパートナーシップ協議書
- ✓ 全パートナーの主体資格証明または自然人の身分証明
- ✓ 主要な経営場所の証明
- ✓ 全パートナーの指定代表または共同委託代理人の委託書
- ✓ 各パートナーが引き受けた、または実際に支払った出資に対する全パートナーの確認書
- ✓ 全パートナーが署名した外商投資産業政策に合致することの説明
- ✓ 外国パートナーと業務取扱がある金融機関が発行した資本信用証明
- ✓ 外国パートナーと国内法律文書受取人が署名した『法律文書送達授權委託書』
- ✓ 『規定』が定めるその他の関連文書
 - ※外商投資パートナー企業の経営範囲が、法律・行政法規または国务院により登記前に批准を経なければならぬと規定されている業界の場合、関連批准文書も提出する必要があります

□ 『58号通達』における外貨管理規定

外管局が今回公布した『58号通達』は、『59号通達』における外貨管理改革に合わせ、外商投資パートナーシップ企業の外貨取扱手続きを簡略化したものです（規定内容の詳細は図表2参照）。

外商投資パートナーシップ企業は企業設立後、外管局で外貨登記を行い、その情報に基づき銀行で「外商投資パートナーシップ企業外貨口座」を開設します。出資金の払込後、外管局で出資確認登記を行わなければならない、その完了前に出資金の元転や国内外貨振替を行うことはできません。また、元転については、外貨資本金口座の管理規定に準じた制限を受けます。

外商投資パートナーシップ企業がパートナー財産持分の譲渡、利益・清算金等の国内再投資や国外送金といった業務を行う場合、外管局で関連する外貨登記手続きを済ませる必要があります。外国パートナーが中国パートナーの財産持分を買い取る場合は、外商投資パートナーシップ企業が外貨登記の変更手続きを行った後、中国パートナーが銀行で「国内資産現金化専用外貨口座」を開設し、外国パートナーはその口座に買取代金を払い込むこととなります。

また、外商投資パートナーシップ企業は、一般の外商投資企業と同様に外貨年度検査を受けなければならない、対外受取・支払について国際収支統計報告を行わなければならないと規定されています（『58号通達』第14条、第15条）。

なお『58号通達』では、投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業に関連する外貨管理手続きについて、別途規定を定めるとしています（第18条）。

【図表2】 外商投資パートナーシップ企業の外貨取扱手続

	必要な手続、審査書類等	注意事項
外貨登記	<ol style="list-style-type: none"> ① 外商投資パートナーシップ企業外貨登記申請表（全パートナーの署名付、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名付） ② 営業許可証および組織機構コード証 ③ 外商投資企業パートナー企業の全ての登記事項を含む、登記機関の審査印が押捺された企業基本情報表またはオンライン検索結果プリントアウト ④ 外管局が要求するその他の資料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外管局で外貨登記した後、銀行で「外商投資パートナーシップ企業外貨口座」を開設する（口座取扱は外貨資本金口座管理を参照する） ✓ ③は、情報表内にパートナーの出資状況が記されていない場合、各パートナーの出資引受または実際の出資払込に係る全パートナーの確認書を提出（クロスボーダー人民元の場合、人民元出資金額を注記） ✓ 外貨登記前に出資払込を行う場合、「前期費用口座」の開設を外管局に申請する
登記変更	<ol style="list-style-type: none"> ① 外商投資パートナーシップ企業外貨登記申請表（全パートナーの署名付、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名付） ② 変更後の営業許可証（営業許可証を変更した場合） ③ 変更後の情報表（情報表を変更した場合） ④ 外管局が要求するその他の資料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ③は、パートナーによる出資の増加・減少についての変更状況が情報表内に記されていない場合、全パートナーが署名した、またはパートナーシップ協議書の指定する人員が署名した当該パートナーの出資引受もしくは実際の出資払込に係る確認書を提出
登記抹消	<ol style="list-style-type: none"> ① 外貨登記証憑 ② 申請書（全パートナーの署名付、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名付） ③ 清算報告（全パートナーの署名付） ④ 外管局が要求するその他の資料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 工商局での企業登記抹消後 30 日以内に手続する
外国パートナー出資確認登記	<ol style="list-style-type: none"> ① 外国パートナー出資確認登記申請表 ② 外貨登記証憑 ③ 非貨幣形式の出資に係る証明資料 ④ 外管局が要求するその他の資料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ③は、通関書類または輸入届出明細書（実物）、無形資産価値評価報告（無形資産）、関連する真实性証明資料（その他の出資形式）を提出する ✓ 出資確認登記完了前の出資金の元転または国内外貨振替は不可
外国パートナーによる持分買収*	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資パートナーシップ企業が外管局で登記変更手続を行った後、持分売却側が銀行で「国内資産現金化専用外貨口座」を開設する ✓ 買取により新たに外商投資パートナーシップ企業となる場合は、企業新設の外貨登記手続を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ✖ 外国パートナーが中国パートナーの財産持分を買い取る場合 ✓ 「国内資産現金化専用外貨口座」内の資金の元転は、関連の外貨管理規定を参照する
中国パートナーによる持分買収*	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国パートナーは、外商投資パートナーシップ企業登録地の外管局で登記変更手続を行った後、中国パートナー所在地の銀行で、税務証明と外貨登記情報に基づき外貨購入・対外支払手続を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ✖ 中国パートナーが外国パートナーの財産持分を買い取る場合
国内再投資外貨登記#	<ol style="list-style-type: none"> ① 申請書（全パートナーの署名付、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名付） ② 所得資金の出所証明資料および相応する税務証明 ③ 再投資先企業の営業許可証、ならびに企業の定款もしくはパートナーシップ協議書 ④ 再投資先企業の承認回答書、批准証書、外貨登記証憑（外商投資企業の場合） ⑤ 銀行が要求するその他の資料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 清算・減資・財産持分の譲渡・利益等の所得による国内再投資は、出資確認登記の完了が前提 ✓ 外商投資パートナーシップ企業の利益・パートナー脱退・清算・財産持分の譲渡による所得を国内再投資（増資を含む）する場合、外商投資パートナーシップ企業登録地の外管局で外貨登記を行わなければならない
国外送金	<ul style="list-style-type: none"> ✖ 分配利益の国外送金時の申請書類 ① 申請書（全パートナーの署名付、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名付） ② 全パートナーが下した利益分配決議 ③ 外国パートナー所得利益の税務証明 ④ 銀行が要求するその他の資料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 清算・減資・財産持分の譲渡・利益等の所得の対外支払は、出資確認登記の完了が前提 ✓ パートナー脱退・清算の所得は、外管局で登記変更または抹消手続を行った後、税務証明と外貨登記情報に基づき外貨購入・対外支払を行う

『規定』第 14 条では、外国パートナーが国内で得た人民元所得を再投資する場合、外管局が発行した再投資に係る認可書等を工商行政管理部門に提出しなければならないと規定されていますが、『58 号通達』および『59 号通達』によれば、外管局は今後、通常手続において国内再投資に係る認可書を発行しなくなることから、必要書類について事前に関連部門の確認をとる必要があります。

（関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『58号通達』の詳細につきましては、6ページからの日本語仮訳および11ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2012]58号

『外商投資パートナーシップ企業の外貨管理関連問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局および外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

外商直接投資の利便化を促進し、外商投資パートナーシップ企業の外貨管理を規範化、改善するため、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』、『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』、『中華人民共和国外貨管理条例』等の法律・法規に基づき、ここに外商投資パートナーシップ企業の外貨管理に関連する問題について、以下のように通達する。

第1条 本通達がいう外商投資パートナーシップ企業とは、2つ以上の外国企業または個人（以下、「外国パートナー」という）が法に基づき中国国内で設立するパートナーシップ企業、ならびに外国パートナーと中国の自然人、法人およびその他の組織が法に基づき中国国内で設立するパートナーシップ企業を指す。

第2条 国家外貨管理局およびその分支機構（以下、「外管局」という）は法に基づき、外商投資パートナーシップ企業の外貨登記、外貨受取・支払および資金為替等の行為に対し、監督管理を実施する責任を負う。

第3条 外商投資パートナーシップ企業は、企業登記機関が発行した営業許可証の受領後30日以内に、以下の資料を持参して登録地の外管局に外貨登記を申請し、手続を行わなければならない。

- (一) 全パートナーの署名、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名を経た『外商投資パートナーシップ企業外貨登記申請表』（付属文書を参照）。
- (二) 営業許可証および組織機構コード証（原本を審査し、コピーを留める）。
- (三) 外商投資企業パートナー企業の全ての登記事項を含む、登記機関の審査印が押捺された企業基本情報表またはオンライン検索結果プリントアウト（以下、「情報表」という）。情報表内にパートナーの出資状況が記されていない場合、各パートナー出資引受または実際の出資払込に係る全パートナーの確認書を提出しなければならない（クロスボーダー人民元形式で出資する場合、人民元出資金額を注記しなければならない）。
- (四) 外管局が要求するその他の資料。

外商投資パートナーシップ企業の分支機構は別途、外貨登記の手続を行う必要はない。

第4条 外国パートナーのパートナーシップ新規参加、または元のパートナーによるパートナーシップ企業の一部もしくは全部の財産持分譲渡を通じてパートナーシップに参加し、元のパートナーシップ企業を外商投資パートナーシップ企業へと変更した場合、本通達第3条の関連規定を参照して外貨登記の手続を行わなければならない。

第5条 外商投資パートナーシップ企業の企業登記機関の登記事項に変更が発生した場合、企業登記機関での登記変更手続を行った日から30日以内に、以下の資料を持参して登録地の外管局で外貨登記変更を申請し、手続を行わなければならない。

- (一) 全パートナーの署名、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名を経た『外商投資パートナーシップ企業外貨登記申請表』（付属文書を参照）。
- (二) 営業許可証の変更に関わる場合、変更後の営業許可証を提出する（原本を審査し、コピーを留める）。
- (三) 情報表の変更に関わる場合、変更後の情報表を提出する。
パートナーが外商投資パートナーシップ企業に対する出資を増加または減少させ、かつ情報表内に出資変更状況が記されていない場合、全パートナーが署名した、またはパートナーシップ協議書が指定する人員が署名した当該パートナーの出資引受または実際の出資払込に係る確認書を提出しなければならない。
- (四) 外管局が要求するその他の資料。

第6条 外商投資パートナーシップ企業が解散ならびに清算を完了した後、精算人は企業工商登記抹消手続を行った後30日以内に、以下の資料を持参して登録地の外管局で外貨登記抹消手続を行わなければならない。

- (一) 全パートナーの署名、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名を経た申請書および外貨登記証憑。
- (二) 全パートナーが署名した清算報告
- (三) 外管局が要求するその他の資料

第7条 外国パートナーが外貨で出資を引き受ける場合、外商投資パートナーシップ企業は外貨登記手続を行った後、外貨登記証憑を持参して外貨指定銀行（以下、「銀行」という）で外商投資パートナーシップ企業外貨口座を開設しなければならない。当該口座は、外商投資企業外貨資本金口座を参照して管理する。

外商投資パートナーシップ企業が外貨登記を行う前に、外国パートナーによる外貨出資払込の必要が確かにある場合、外管局で外国投資家前期費用口座の開設を申請することができる。

第8条 外国パートナーの外商投資パートナーシップ企業への出資は、外商投資パートナーシップ企業が登録地の外管局で外国側出資確認登記手続を行わなければならないが、登記に必要な資料は外商投資企業の外国投資家出資払込検査の要求を参照して提供する。

外商投資パートナーシップ企業が外国側出資確認登記の手続を完全に行っていない場合、外国パートナーが払い込んだ資金を国内振替または元転使用してはならない。

外国パートナーの外商投資パートナーシップ企業からの清算、減資、パートナー財産持分の譲渡、利益の分配等による所得は、外商投資パートナーシップ企業が外国パートナー出資確認登記手続を完全に行った後、対外支払および国内再投資に使用することができる。

第9条 外商投資パートナーシップ企業が外国パートナーにその所得利益を送金する場合、以下の資料を持参して銀行へ申請し、手続を行わなければならない。

- (一) 全パートナーの署名、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名を経た申請書。
- (二) 全パートナーが『パートナーシップ企業法』に規定する形式およびパートナーシップ協議で約定した利益分配方式に基づき策定した利益分配決議
- (三) 外国パートナー所得利益の税務証明
- (四) 銀行が要求するその他の資料

銀行は、外商投資パートナーシップ企業のために利益の送金手続を行う前に、それが既に完成した対応する外国側出資確認登記手続を確認し、合わせて関連利益状況を検索し、審査・確認しなければならない。

銀行は、外商投資パートナーシップ企業のために利益の送金手続を行うと同時に、外管局関連業務システムに関連情報を届け出なければならない。

第10条 外国パートナー（その合法的な継承人を含む）は、外商投資パートナーシップ企業から得た利益またはパートナー脱退、清算所得資金およびパートナー財産持分の譲渡所得資金を中国国内投資（増資または再投資を含む）に使用する場合、以下の資料を持参して外商投資パートナーシップ企業登録地の外管局で登記手続を行わなければならない。

- (一) 全パートナーの署名、または執行事務パートナーもしくは指定代表の署名を経た申請書。
- (二) 上述の対応する所得資金の出所証明資料および対応する税務証明。

- (三) 再投資プロジェクトの営業許可証、企業の定款（またはパートナーシップ協議書）。
- (四) 再投資プロジェクトが外商投資企業の場合、当該企業の承認回答書、批准証書、外貨登記証憑。
- (五) 外管局が要求するその他の資料

第11条 外商投資パートナーシップ企業の国内パートナーが、外国パートナーの財産持分の対価代金を送金する場合、国内パートナーはパートナーシップ企業登録地の外管局で登記変更手続を行った後、相応する税務証明および外貨登記情報に基づき、国内パートナー登録地の銀行で外貨購入、対外支払の手続を行わなければならない。

第12条 外国パートナーが国内パートナーの出資額の譲渡を受けてパートナーに参加する場合、外商投資パートナーシップ企業は登録地の外管局で外貨登記変更手続を行わなければならない。元の国内パートナーは外貨登記情報に基づき、銀行で直接、国内資産現金化専用外貨口座を開設し、外国パートナーが支払う対価の受取に使用する。当該口座内の外貨資金元転は、現行の外貨管理関連規定に基づき手続を行う。

第13条 外商投資パートナーシップ企業は、外国パートナーにそのパートナー脱退資金または清算所得資金を送金する場合、登録地の外管局で相応する外貨登記変更または抹消手続を行った後、相応する税務証明および外貨登記情報に基づき、銀行で外貨購入、対外支払手続を行わなければならない。

第14条 外管局は、外商投資パートナーシップ企業またはそのパートナーのために外貨管理業務を行う際、外管局関連業務システムを通じて取り扱わなければならない。

銀行は、外商投資パートナーシップ企業のために資本項目口座の開設、資金入金の手続、元転・外貨購入、口座閉鎖等の業務を行う際、業務手続当日に外管局関連業務システムを通じて遅滞なく、正確に届出または情報フィードバックを行わなければならない。

外国パートナーおよび外商投資パートナー企業の関連涉外受取・支払は、国際収支統計申告の関連規定に基づき、国際収支統計報告を行わなければならない。

第15条 外商投資パートナーシップ企業は、一般外商投資企業を参照して、外貨年度検査に参加しなければならない。

本通達で不明確な外商投資パートナーシップ企業外貨管理事項については、一般外商投資企業外貨管理の関連規定を参照して手続を行わなければならない。

第16条 外商投資パートナーシップ企業、銀行が本通達の規定に基づき外貨業務を行わなかった場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定に基づき処分を科す。

第17条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の企業または個人による内地でのパートナー企業設立については、本通達の規定を参照して執行する。

第18条 外国パートナーが中国国内で設立した投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業のその他の外貨管理問題については別途規定する。

本通達は、2012年12月17日より実施する。各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の各中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に転送しなければならない。各中資銀行は遅滞なく所轄内の分支機構に転送しなければならない。

付属文書：外商投資パートナーシップ企業外貨登記申請表

国家外貨管理局
2012年11月19日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2012]58号
关于外商投资合伙企业外汇管理有关问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为促进外商直接投资便利化，规范和完善外商投资合伙企业外汇管理，根据《中华人民共和国合伙企业法》、《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》、《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规，现就外商投资合伙企业外汇管理有关问题通知如下：

- 一 本通知所称外商投资合伙企业是指2个以上外国企业或者个人（以下简称“外国合伙人”）依法在中国境内设立的合伙企业，以及外国合伙人与中国的自然人、法人和其他组织依法在中国境内设立的合伙企业。
- 二 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称“外汇局”）依法负责对外商投资合伙企业外汇登记、外汇收支及资金汇兑等行为实施监督管理。
- 三 外商投资合伙企业应在领取企业登记机关颁发的营业执照后30日内，持以下材料向所在地外汇局申请办理外汇登记：
 - （一） 经全体合伙人签署或者执行事务合伙人或指定代表签署的《外商投资合伙企业外汇登记申请表》（见附件）；
 - （二） 营业执照和组织机构代码证（验原件留复印件）；
 - （三） 包括外商投资合伙企业全部登记事项在内的加盖登记机关查询章的企业基本信息单或网络查询结果打印单（以下简称信息单）；
信息单中未显示合伙人出资情况的，还应当提交全体合伙人对各合伙人认缴或者实际缴付出资的确认书（以跨境人民币形式出资的，应注明人民币出资金额）；
 - （四） 外汇局要求的其他材料。

外商投资合伙企业的分支机构不需另行办理外汇登记。

- 四 外国合伙人新入伙，或者通过受让原合伙人在合伙企业中的部分或者全部财产份额入伙，致使原合伙企业变为外商投资合伙企业的，应参照本通知第三条相关规定办理外汇登记。
- 五 外商投资合伙企业在企业登记机关的登记事项发生变更的，应自向企业登记机关办理变更登记之

日起 30 日内，持以下材料向所在地外汇局申请办理外汇登记变更：

- (一) 经全体合伙人签署或者执行事务合伙人或指定代表签署的《外商投资合伙企业外汇登记申请表》（见附件）；
- (二) 涉及营业执照变更的，提交变更后的营业执照（验原件留复印件）；
- (三) 涉及信息单变更的，提交变更后的信息单；
合伙人增加或者减少对外商投资合伙企业出资且信息单中未显示出资变更情况的，还应当提交全体合伙人签署的或者合伙协议指定的人员签署的对该合伙人认缴或者实际缴付出资的确认书；
- (四) 外汇局要求的其他材料。

六 外商投资合伙企业解散并清算完毕后，清算人应在办理企业工商登记注销手续后 30 日内，持以下材料向所在地外汇局申请办理外汇登记注销手续：

- (一) 经全体合伙人签署或者执行事务合伙人或指定代表签署的书面申请及外汇登记凭证；
- (二) 全体合伙人签署的清算报告；
- (三) 外汇局要求的其他材料。

七 外国合伙人以外汇认缴出资的，外商投资合伙企业在办理外汇登记后，应持外汇登记凭证在外汇指定银行（以下简称银行）开立一个外商投资合伙企业外汇账户。该账户参照外商投资企业外汇资本金账户管理。

在外商投资合伙企业办理外汇登记前，外国合伙人确有需要汇入外汇出资的，可向外汇局申请开立一个外国投资者前期费用账户。

八 外国合伙人对外商投资合伙企业出资，应由外商投资合伙企业在所在地外汇局办理外方出资确认登记手续，登记所需材料参照外商投资企业外国投资者出资验资询证要求提供。

外商投资合伙企业未完整办理外方出资确认登记的，外国合伙人投入的资金不得在境内划转或结汇使用。

外国合伙人从外商投资合伙企业中因清算、减资、合伙财产份额转让、利润分配等所得，应在外商投资合伙企业完整办理外国合伙人出资确认登记后，才可用于对外付汇及境内再投资。

九 外商投资合伙企业向外国合伙人汇出其所得利润，应持以下材料向银行申请办理：

- (一) 经全体合伙人签署或者执行事务合伙人或指定代表签署的书面申请；
- (二) 全体合伙人按照《合伙企业法》规定形式及合伙协议约定的利润分配方式作出的利润分配决议；
- (三) 外国合伙人所得利润的税务证明；
- (四) 银行要求的其他材料。

银行在为外商投资合伙企业办理利润汇出前，应确认其已完成相应的外方出资确认登记手续，并查询和审核有关利润情况。

银行应在为外商投资合伙企业办理利润汇出的同时，向外汇局相关业务系统备案相关信息。

- 十** 外国合伙人（含其合法继承人）以从外商投资合伙企业获得的利润或退伙、清算所得资金和转让合伙财产份额所得资金用于中国境内投资（包括增资或再投资）的，应持以下材料到外商投资合伙企业所在地外汇局办理登记：

- (一) 经全体合伙人签署或者执行事务合伙人或指定代表签署的书面申请；
- (二) 上述对应所得资金的来源证明材料及相应税务证明；
- (三) 再投资项目的营业执照、公司章程（或合伙协议书）；
- (四) 如再投资项目为外商投资企业，还应提供该企业的批文、批准证书、外汇登记凭证；
- (五) 外汇局要求的其他材料。

- 十一** 外商投资合伙企业的境内合伙人汇出受让外国合伙人财产份额对价款，境内合伙人应在合伙企业所在地外汇局办理登记变更后，凭相应税务证明和外汇登记信息，到境内合伙人所在地银行办理购付汇手续。

- 十二** 外国合伙人受让境内合伙人的出资额入伙的，外商投资合伙企业应在所在地外汇局办理外汇登记变更手续，原境内合伙人根据外汇登记信息直接到银行开立境内资产变现专用外汇账户，用于接收外国合伙人支付的对价。该账户内外汇资金结汇按照现行外汇管理有关规定办理。

- 十三** 外商投资合伙企业向外国合伙人汇出其退伙资金或者清算所得资金，应在所在地外汇局办理相应外汇登记变更或注销后，凭相应税务证明和外汇登记信息，到银行办理购付汇手续。

- 十四** 外汇局为外商投资合伙企业或其合伙人办理外汇管理业务，应当通过外汇局相关业务系统办理。

银行为外商投资合伙企业开立资本项目账户、办理资金入账、结售汇、关闭账户等业务时，应在

业务办理当日通过外汇局相关业务系统及时、准确地办理备案或信息反馈。

外国合伙人及外商投资合伙企业的相关涉外收支，应当按照国际收支统计申报的有关规定办理国际收支统计申报。

十五 外商投资合伙企业应参照普通外商投资企业参加外汇年检。

本通知未明确的外商投资合伙企业外汇管理事项，参照普通外商投资企业外汇管理相关规定办理。

十六 外商投资合伙企业、银行未按本通知规定办理外汇业务，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关规定予以处罚。

十七 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的企业或者个人在内地设立合伙企业，参照本通知规定执行。

十八 外国合伙人在中国境内设立的以投资为主要业务的外商投资合伙企业的其他外汇管理问题另行规定。

本通知自 2012 年 12 月 17 日起实施。各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内各中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各中资银行应及时转发所辖分支机构。

附件：外商投资合伙企业外汇登记申请表

国家外汇管理局
2012 年 11 月 19 日

附件

外商投资合伙企业外汇登记申请表

企业名称（盖章）：_____ 出资币种：_____

一、申请事项											
<input type="checkbox"/> 新设外商投资合伙企业登记						<input type="checkbox"/> 外商投资合伙企业变更登记 具体变更事项：					
二、企业基本信息（变更登记的，填写变更后的基本信息）											
组织机构代码			经营期限			企业英文名称		主要经营场所			
工商注册日期			营业执照注册号			认缴出资金额		特殊经济区标志			
外方所占出资金额			外方出资比例(%)			联系人		联系电话			
邮政编码			电子信箱			企业类型		行业性质			
			<input type="checkbox"/> 普通合伙企业 <input type="checkbox"/> 有限合伙企业			返程投资情况		境内居民境外投资项目号			
			A 特殊目的公司返程投资			B 非特殊目的公司返程投资		C 非返程投资			
二、外国合伙人信息（变更登记的，填写变更后的信息）											
合 伙 人 名 称	国 别 (地 区)	实 际 控 制 人	承 担 责 任 方 式	合 伙 人 出 资 金 额	所 占 出 资 比 例	货 币			实 物	<input type="radio"/> 无形资产 <input type="radio"/> 股权 <input type="radio"/> 其他出资形式	利 润 分 配 比 例
						现 汇	跨 境 人 民 币	其 他			
合 计	-										
三、中国合伙人信息（变更登记的，填写变更后的信息）											
合 伙 人 名 称	组 织 机 构 代 码	营 业 执 照 号 码	承 担 责 任 方 式	合 伙 人 出 资 金 额	所 占 出 资 比 例	货 币			实 物	<input type="radio"/> 无形资产 <input type="radio"/> 股权 <input type="radio"/> 其他出资形式	利 润 分 配 比 例
						现 汇	跨 境 人 民 币	其 他			
合 计	-	-									
四、备注：											

五、承诺

本企业除已订立并通过审批的章程、合同等法律文件外，中外方合伙人没有订立任何其他法律文件对各方的权利、义务进行私下约定或变更，没有私下订立股权回购、资产回购、减资、股权变更等协议保证任何一方实现固定回报或其他债务性融资。

本企业所填写《外商投资合伙企业外汇登记信息表》中各项内容及所提交的所有书面材料均真实有效，所有复印件均与原件完全相同。本企业保证所提交的各项表格、文件真实、准确、完整，否则本企业及其执行事务合伙人将承担由此引起的一切责任。

执行事务合伙人签名：_____

单位公章：

（或：全体合伙人签名）

申请日期：

填表说明：

- 1、本申请表中所涉金额选项，均按出资币种折算后填写。
- 2、请根据申请内容勾选申请事项，若勾选“外商投资合伙企业变更登记”，请写明具体事项。
- 3、行业性质根据《国民经济行业分类》（GB/T4754-2002）填写。
- 4、“返程投资情况”选项含义：
 - A. 本企业外国合伙人属于“境内居民（包括自然人和法人，下同）以其持有的境内企业资产或权益在境外进行股权融资（包括可转换债融资）为目的而直接设立或间接控制的境外企业（特殊目的公司）”，并已经按照相关规定办理特殊目的公司外汇登记。
 - B. 本企业外国合伙人直接或间接地被境内居民持股或控制，但是该外方投资者不属于特殊目的公司。本企业保证外国合伙人直接或间接地被境内居民持股或控制的过程符合中国和注册地法律规定，不存在逃汇、非法套汇、擅自改变外汇用途等违反外汇管理法规的情况（或相关违规行为已接受外汇管理部门查处）。
 - C. 本企业外国合伙人没有直接或间接地被境内居民持股或控制。
- 5、外国合伙人实际控制人为中国境内居民的，填写“实际控制人”栏。
- 6、中国合伙人为个人时“营业执照号码”填写“有效身份证明编号”，组织机构代码可不填。
- 7、出资形式中货币项下“现汇”包括从境外汇入的外汇和从境内划转的外汇；“其他”指外国合伙人从境内获得的合法人民币收入。
- 8、合伙人利润分配方式约定较复杂的，请在备注栏中注明。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。